

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2023年8月9日
【四半期会計期間】	第9期第3四半期（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）
【会社名】	名南M & A株式会社
【英訳名】	meinan M&A co.,ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠田 康人
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋
【電話番号】	052-589-2795
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 久田 純也
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋
【電話番号】	052-589-2795
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 久田 純也
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第3四半期累計期間	第9期 第3四半期累計期間	第8期
会計期間	自2021年10月1日 至2022年6月30日	自2022年10月1日 至2023年6月30日	自2021年10月1日 至2022年9月30日
売上高 (千円)	1,047,276	838,031	1,382,854
経常利益 (千円)	327,612	14,091	349,513
四半期(当期)純利益 (千円)	201,444	9,597	230,982
持分法を適用した場合の投資損失 ( ) (千円)	-	2,768	394
資本金 (千円)	310,710	310,710	310,710
発行済株式総数 (株)	3,148,900	3,148,900	3,148,900
純資産額 (千円)	1,415,124	1,438,409	1,445,422
総資産額 (千円)	1,660,219	1,549,965	1,739,916
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	63.98	3.05	73.36
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	5.00
自己資本比率 (%)	85.2	92.8	83.1

回次	第8期 第3四半期会計期間	第9期 第3四半期会計期間
会計期間	自2022年4月1日 至2022年6月30日	自2023年4月1日 至2023年6月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	45.47	9.36

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第8期第3四半期累計期間の持分法を適用した場合の投資損失( )については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に移行したことによる規制緩和やインバウンド需要の増加など、サービス消費の回復が継続する等緩やかな改善傾向が窺えるものの、原材料価格高騰に起因した物価上昇や供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響により未だ先行き不透明な状況が続いております。

M & A業界におきましては、コロナ禍という未曾有の危機に直面した中小企業の経営者が、自社事業の将来性に改めて向き合ったこと、第三者への事業譲渡やファンドによる再建併用の事業承継など、事業承継に関わる相談窓口が全国的に充実したことから、帝国データバンクの「後継者不在率」動向調査（2022年11月）によると中小企業の経営者後継者不在率は初の60%割れとなりましたがその割合は継続して高い状態となっております。

中小企業庁の「中小M & A推進計画」に基づき、国の事業承継・引継ぎ支援センターが支援する中小M & A件数は右肩上がりです。一方、M & A仲介業者に対する免許登録等の要件による仕切りが無いため、仲介業者のモラルが問われている状況となっております。中小企業経営者が安心してM & Aに取り組める基盤の構築のため、中小企業庁がM & A支援機関に係る登録制度を創設したことに加えて、民間においては自主規制団体である「一般社団法人M & A仲介協会」を設立し業界モラルの向上に努めております。今後も官民一体となった中小M & Aの推進が求められております。

このような情勢のなか、当社においては、金融機関や会計事務所等の提携先との一層の関係強化を図るため、Webだけでなくリアルでも勉強会を実施し、多方面でのM & Aニーズの発掘や啓蒙活動に取り組みました。また、人員増加及び業容拡大のため、2023年8月より静岡オフィスを移転することとなりました。このほか、2022年10月には、東海地方では初のJ-Adviser資格を取得し、TOKYO PRO Marketへの上場を支援するIPO支援部を立ち上げました。今後、東海地方や関西地方を中心とした地域経済活性化のため、企業のステージに合わせたコンサルティングメニューの充実を図ってまいります。

また、当社の成長には、人員が不可欠であるため、採用活動を行った結果、当第3四半期累計期間においてはM & Aコンサルタントが7名増員となりました。

当社の経営状況は、当第3四半期累計期間においては計59件(前年同期54件)の案件が成約し、売上高838,031千円(前年同期比20.0%減)となりました。金融機関等への支払紹介料や人件費の増加により、営業利益19,802千円(同94.0%減)となりました。また、投資事業組合運用損が増加したことにより、経常利益14,091千円(同95.7%減)、四半期純利益9,597千円(同95.2%減)となりました。

なお、当社はM & A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における財政状態は、総資産1,549,965千円、負債111,555千円、純資産1,438,409千円であり、自己資本比率は92.8%(前事業年度末は83.1%)となりました。財政状態の状況と、その要因は下記のとおりであります。

##### (資産の部)

流動資産につきましては、前事業年度末に比べ381,006千円減少し、1,170,946千円となりました。これは主として現金及び預金が441,497千円減少したことによるものであります。

固定資産につきましては、前事業年度末に比べ191,055千円増加し、379,019千円となりました。これは主として投資有価証券が69,576千円、金銭の信託が100,000千円増加したことによるものであります。

(負債の部)

流動負債につきましては、前事業年度末に比べ182,937千円減少し、111,555千円となりました。これは主として未払費用が99,685千円、未払法人税等が81,777千円減少したことによるものであります。

(純資産の部)

純資産につきましては、前事業年度末に比べ7,013千円減少し、1,438,409千円となりました。これは主として利益剰余金が6,144千円減少したことによるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,400,000
計	10,400,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2023年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,148,900	3,148,900	名古屋証券取引所 メイン市場	完全議決権株式であり、権 利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式 であります。 なお単元株式数は100株であ ります。
計	3,148,900	3,148,900	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2023年4月1日~ 2023年6月30日	-	3,148,900	-	310,710	-	270,710

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2023年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,147,800	31,478	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	3,148,900	-	-
総株主の議決権	-	31,478	-

(注)「単元未満株式」には当社保有の自己株式11株が含まれております。

【自己株式等】

2023年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
名南M & A株式会社	名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPTタワー名古屋	400	-	400	0.01
計	-	400	-	400	0.01

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2023年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,532,352	1,090,854
売掛金	2,255	1,375
貯蔵品	844	1,388
未収消費税等	-	5,642
未収還付法人税等	-	47,468
その他	16,501	24,217
流動資産合計	1,551,952	1,170,946
固定資産		
有形固定資産	34,868	32,488
無形固定資産	12,424	10,188
投資その他の資産		
投資有価証券	50,883	120,459
関係会社株式	1,000	1,000
その他の関係会社有価証券	400	19,131
金銭の信託	-	100,000
差入保証金	73,645	74,408
繰延税金資産	14,741	21,342
投資その他の資産合計	140,670	336,341
固定資産合計	187,963	379,019
資産合計	1,739,916	1,549,965
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払費用	139,169	39,483
契約負債	25,850	5,500
未払法人税等	81,777	-
未払消費税等	26,108	-
預り金	6,868	13,518
賞与引当金	14,648	52,963
その他	71	90
流動負債合計	294,493	111,555
負債合計	294,493	111,555
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	310,710	310,710
資本剰余金	276,880	276,880
利益剰余金	857,723	851,578
自己株式	1,180	1,180
株主資本合計	1,444,132	1,437,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,290	421
評価・換算差額等合計	1,290	421
純資産合計	1,445,422	1,438,409
負債純資産合計	1,739,916	1,549,965

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
 【第3四半期累計期間】

( 単位：千円 )

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
売上高	1,047,276	838,031
売上原価	444,461	513,062
売上総利益	602,814	324,968
販売費及び一般管理費	273,537	305,165
営業利益	329,276	19,802
営業外収益		
受取利息及び配当金	37	318
受取手数料	131	904
受取給付金	50	-
雑収入	1	6
営業外収益合計	221	1,229
営業外費用		
投資事業組合運用損	1,885	6,940
雑損失	-	0
営業外費用合計	1,885	6,940
経常利益	327,612	14,091
特別利益		
投資有価証券売却益	51	-
特別利益合計	51	-
特別損失		
固定資産除却損	2,653	22
特別損失合計	2,653	22
税引前四半期純利益	325,010	14,069
法人税、住民税及び事業税	141,353	10,689
法人税等調整額	17,787	6,218
法人税等合計	123,565	4,471
四半期純利益	201,444	9,597

【注記事項】

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)

前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)に記載した会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症による影響に関する仮定について重要な変更はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)
減価償却費	5,954千円	7,529千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月24日 定時株主総会	普通株式	15,742	5.00	2021年9月30日	2021年12月27日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	15,742	5.00	2022年9月30日	2022年12月26日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (2022年9月30日)	当第3四半期会計期間 (2023年6月30日)
関連会社に対する投資の金額	400千円	21,900千円
持分法を適用した場合の投資の金額	5	19,131

  

	前第3四半期累計期間 (自2021年10月1日 至2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2023年6月30日)
持分法を適用した場合の投資損失( )の金額	-千円	2,768千円

(注) 当第3四半期会計期間の持分法を適用した場合の投資の金額及び当第3四半期累計期間の持分法を適用した場合の投資損失( )の金額については、関連会社が投資事業有限責任組合であるため四半期財務諸表に反映しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、M & A 仲介事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、M & A 仲介事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じた収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自2021年10月1日 至2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2023年6月30日)
M & A 仲介事業	1,046,735	836,426
その他	540	1,604
顧客との契約から生じる収益	1,047,276	838,031
その他の収益	-	-
外部顧客への売上高	1,047,276	838,031

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自2021年10月1日 至2022年6月30日)	当第3四半期累計期間 (自2022年10月1日 至2023年6月30日)
1株当たり四半期純利益(円)	63.98	3.05
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	201,444	9,597
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	201,444	9,597
普通株式の期中平均株式数(株)	3,148,489	3,148,489

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年8月9日

名南M & A株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大橋 敦司

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 馬淵 宣考

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている名南M & A株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第9期事業年度の第3四半期会計期間（2023年4月1日から2023年6月30日まで）及び第3四半期累計期間（2022年10月1日から2023年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、名南M & A株式会社の2023年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認めら

れる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。